

## 令和5年度第1回高知県障害者施策推進協議会の概要

**日時** 令和5年8月30日(水)14時～16時

**場所** 高知城ホール4階多目的ホール

**出席者** 秋友委員、井上達男委員、井上奈美子委員、伊野部委員、岡村委員、河内委員、川田委員、葛目委員、竹島和賀子委員、竹島春美委員、津野委員、中澤委員、平野委員、藤田委員、松本委員、南委員、宮崎委員、山崎委員、山本委員 以上19名

**事務局** 子ども・福祉政策部副部長、障害福祉課長、障害保健支援課長 他

### 議事の経過

○開会

○子ども・福祉政策部副部長からあいさつ

○事務局より議事1「第7期高知県障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について」

①「策定のスケジュール・現計画の進捗状況」について説明

②「第7期障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定」について説明

(会長)

・まず、先ほどの説明で今後市町村が計画を立てるに当たって県の考え方を聞いてという説明があったが、それについて今後具体的にどのような形で示していくのか。

(事務局)

市町村にこれからお示しするのは、先ほど説明した資料の5、こちらの策定に当たっての基本的な考え方をお示した上で、国から定められた成果目標や活動指標についての見込みをお伺いするような形となっている。

(会長)

続いて、国の指針にあつて従来の県の考え方にもあつた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が項目名からなくなり、本文の中に溶け込んだ形になっているが、これはどうしてか。

(事務局)

精神障害にも対応した地域包括のシステム（以下、「にも包括」）については、様々な説明の仕方がある。例えば、今手元にある資料では、「精神障害のある方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加(就労)と、地域の助け合い、啓発も含めた教育などが包括的に確保されたシステムのことを指します」とされている。一方、今回の障害福祉計画における成果目標については、お手元の資料に記載しているように精神科病院に、入院して3ヶ月時点とか6ヶ月時点とか、そういった退院率の目標などがメインに掲げられている。そのため、その成果目標としていわゆる「にも包括」をタイトルにすると、「にも包括」が退院をさせるためのものであるかのような誤解を与えてしまうのではないかと考えて、今回は、成果目標については、その目標にあわせて「精神科病院から地域生活への移行」というタイトルに変えたらどうかと考えた。ただ、その具体的な取組の中では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた様々な施策に取り組んでいくということで整理をしたいと考えている。

**(委員)**

先ほどの精神科のことについては、第8期の医療計画の改定の中で、精神科分野における地域移行等の取組について、議論を進めているので、そういった部分の充実というのはまた別の会議でしっかりやられてると認識していただければいいと思う。

**(委員)**

難しいことは分からないが、今のこの施策協議会で考えてほしいのは、精神科病院の病床数を減らすことについて、それに尽きると思う。

**(委員)**

まず精神科のベッド数については、入院されていた統合失調症中心の方が高齢化とともに徐々にお亡くなりになって、県の計画に沿ったように病床数がどんどん減少している。ただ、精神科病院がその空いた病棟についてどう考えているかと言うと、いろんな周辺症状のある認知症の方の入院ということで、その空いた病棟に入院している状況。しかし、それでもベッド数はどんどん自然減少しており、今度の第8期医療計画においても何百単位で、入院のベッド数は減っていく。これが現状。一方、それと代わりにこの5年10年高知市内中心ですけれども、東も西も精神科クリニックがたくさんできているというところも皆さんご存知のことと思う。またその点については医療計画の改定の中などにおいて総合的にご検討いただくこととなると思うので、事務局にもしっかり対応をお願いしたい。

**(委員)**

はっきり申し上げて減ってはいるが、それにしてもやっぱり多いと思うので、検討をよろしくをお願いしたい。

**(委員)**

1点だけ。7期の障害福祉計画の中に強度行動障害のある人についてニーズを把握して調整というこの文言があるようだが、今の知的障害者の福祉現場において、この自閉症的な傾向のある強度行動障害者に対応していくような支援について非常に難しい部分がある。そういった課題に対して国の施策として国立のぞみの園が中心になって各県の中で障害者福祉サービスを提供する事業所の職員のスキルアップを図っていくというのが方針ではないかということ国をの検討委員会にも携わっている関係者から聞いている。県でも今回の計画の中に入れてもらったというのは非常に嬉しいこと。普通の特別支援学校の卒業生の中にも強度行動障害のある人等の支援が難しく、行き場もないというような現状もあるということ把握していかないと考えている。よろしくをお願いしたい。

**(委員)**

県には手話通訳者の育成講座の予算を組んでもらい、毎年毎年、養成はしている。けれども、一般的な教育とか様々な部門の通訳を担う方々の養成については、実際、高知市の手話奉仕員養成講座の受講者については専業主婦などの一般の方が減ってきて、介護関係、医療関係、相談支援の専門職の方々の受講数がここ10年見ますと非常に増えている。実際に自分自身が仕事をし、聴覚障害者とコミュニケーションができないという行き詰まりを感じた方々が受講を見に来てくださっていると思う。一般的な手話通訳の養成はこれまで通りにやっていただきたいが、医療関係、介護関係そういった専門職の方々の手話ができる方の養成も1つ考えてほしいと強く思っている。

また、私はこの会議に参加をして長くなったが、参加して他の委員の方々に顔を覚えていただいて、この高知城ホールの下で駐車場で、「この方耳が聞こえない方ですよ」とか伝えてくださったり、またこの場に手話通訳者がいるこの環境は、他のところでは、

例えば市役所の受付、病院であったりお店であったり、いろんな場所において手話で対応できる方々っていうのはほとんどおりません。手話が言語として認められている時代になってきておりますので、県の職員の皆さん、医療従事者の皆さん、手話で対応できる職員さんを増やしていったらいい。先程の相談支援センターの説明もありましたけれども、そこに対して、聴覚障害者への支援のあり方というのも対応が厳しい状況です。サービスをする方々の養成の中に手話ができる人という部分もしっかりと検討していただきたい。

**(委員)**

1つ教えていただきたいのは、この資料の基本的な考え方について、今日は、この基本的な考え方はこの場で検討することはしないんですか。

**(委員長)**

位置づけを確認したいと思います。まず市町村にこれを通知するというお話がありましたが、事務局どうですか。

**(事務局)**

今回基本的な考え方をこの会議でお示しさせていただいて、ご意見をいただき、その上で内部的な決裁を受けて市町村の方にお示ししたいというふうに考えている。議題の中の審議いただきたい1つであるということです。

**(委員長)**

当然に、ご意見があればそれを反映するということになる。

**(委員)**

わかりました。資料5の中に、今までの1から4までの資料がこの中に詰まっていくんだろうと思うが、そうするとかなり重くて、今日何か意見をすぐまとめて出すのは難しい。例えば、基本方針の内容を説明いただいたが、自分の立場から聞いていると、いわゆる障害福祉サービスというものを提供する、もしくは障害福祉を支える人たちがすごいスピードでいなくなっているという現状を見ながらこのお話を聞くと、そういった現状をどういうふうにこの計画の中に絡ませていくのかということを考えていくと、非常に難しい問題を抱えているなというふうに思いながら聞いていた。この基本的な考え方というものが今までと違って、もうすごく重要な点になってきて、時間をかける必要があるんじゃないかなと思ひ質問させていただいた。

**(委員長)**

重要なお指摘だと思う。これから決裁を取ることだが、範囲が広いので、委員がおっしゃられるように、この限られた時間で確認するのは難しいのかもしれないが、事務局どうでしょう。

**(事務局)**

昨年の障害者計画の時もそうでしたが、会議の後お気づきのことなどございましたら、来週いっぱいぐらいを目処に、ご意見をいただき、考え方の部分に反映するなど検討したいと思う。

**(委員)**

先ほど他の委員からもお話があったが、根っこのところ、例えば我々だったら強度行動障害っていうものについて、高知県がどういうふうに向かい合っていくのかということが議論されないまま強度行動障害の計画を立てましょうというふうになるのではないかと危惧を抱いた。それが基本的な計画の中でしっかりと位置づけられていかないと、単に数字が踊っていく計画になるのではないかなと感じた。

**(委員長)**

今後、市町村とヒアリング等を通し、サービス供給量、需要見込みを聞いて調整するというお話があったが、その時に、いやいや、こうしていただかないといけないということを県として言わなければならないこともあると思うが、市町村としては対応できる専門職の人がいないとか、事業所の人材がこれだけ減っているという現状が横たわっているわけで、そこをどんなふうにするのか、場合によってはこの基本的な考え方も1回市町村とすり合わせもする必要があるのかなとも思いながら先ほどの議論を聞いてた。

**(委員)**

例えば、資料5の3ページには複数市町村による共同整備が包括システムの関係であって、その次の5ページには圏域という言葉が出てきて、複数市町村整備とこの圏域との関係はどんなに考えるのかということについては、他の委員さんの発言を聞くと、複数というのは1、2なのか3なのかということを考えて時に、圏域で言うたら安芸とか幡多で言うたら2つだけの共同整備になったら、それやったら圏域ごとで整備した方がもっと効率もいいし、専門的なことができるかなと思った。だから、市町村と県の関係、圏域という考え方についてももう少し整理していかないと、本当に県庁の机上で作ったものになるのではないかと。当然、市町村から返ってくる見込みの数字も圏域で考える場合と隣と考える場合では少し数字が変わるだろうし、その地域の特性とかもあると思うので、その辺はもう少し慎重に検討した方がいいかなと、皆さんの意見を聞いて思った。

**(委員長)**

今後の市町村との対応、圏域、複数市町村への対応も含めて、何かそこら辺の何か書いてあることはこうなんでしょうけど、それを実現していくためにどうやってやっていくかという具体的な手順とか手法というのがないと、ああそうですか、それはわかってますけどということでもた終わってしまうような気もする。小規模市町村では実施が難しい部分もあると思うので、実施に向けた課題整理から進め方をしっかり検討して進めていく必要があると思う。

**(委員)**

私は2級の精神障害があって手帳も持っており、グループホームに住んでいるが、親亡き後のことに不安がある。生活の資金など全部母親に頼っているので、その資金の不安があるが、グループホームの職員さんに指摘されたのが、一人暮らしをいつかしなければならぬということ。自分が高齢になっていって、今は両親とも健在であるが、アパートを借りる時の保証人を探す時等に、親がいなくなったら大変だと言われた。将来は一人暮らしをしないといけないのは分かっているが、自立に向けて相談できる場所が計画してあると嬉しいし、自分が精神障害で話し方がたどたどしいとか伝わりにくいのもあるが、その専門家の人でなくても理解してくれる範囲で聞いてくれたりしたら、とても気が楽になります。

**(委員長)**

いずれにしても地域での障害者の方、障害児の方を第一に考えていかなければならないので、それをどういう風な形で生活を守っていくかということ、市町村と事業者の方々や関係団体の方々と一緒に議論して、数字を積み上げて、はいできましたとかいう形で終わらないように、ぜひお願いしたいと思う。

**(委員)**

自分の子供はまだ在宅で親が世話をしているが、なかなかの重度なのでグループホームも親亡き後とか将来のことを考えた時には難しいと思っている。先ほどの委員の話でグループホームで今1人で生活しているというのはすごく立派なことでも本当に羨ましい

と思ったし、それよりもまだ1つステップアップしてアパートで一人暮らしするという目標を持つてるといのはまたびっくりしたわけなんです、それぞれ考え方で、私にしたらグループホームで一生生活できたらそれも上等やないかと思った。それは余談ですが、在宅にいる私の子どもは、まだ施設の練習とかも全然しておらず、なかなかお試しなんかも難しいということで、本人も嫌がるのでしていないが、在宅の方の会員の中でもちょっとショートを利用したいと思っても、なかなか重度の人が利用できないという現実もすべてではないがある。それが簡単にスタッフが足りないから重度の方はちょっと対応できません、のように聞こえてくることがある。とにかくなんでも人が足りんから今は無理ですみたいな断り方は、なかなかきれいな断り方かもしれませんが、現実が本当にそういう状況で、今の現在の施設とか介護に関わる方って本当に数がどちらも少ない、人が足りないというのが高齢者も含めて現実だと思うので、先ほどの説明を聞いても強度行動障害などが本当にグループホームに入れるような社会がきて、それに見合った技術を持ったスタッフの方が揃うというのは本当に理想に近くて素晴らしい案やと思うけど、本当に現実を踏まえたら、先ほどから皆さんのご意見があるように、普通の今の現在でさえ現実難しい人手不足という現実が目にある中で、そういう強度行動障害に対応するようなスキルを身に付けることが本当に何人もにできるのかというのは本当に疑問に思うことなので、本当にこの目の前の人材不足っていうところから着実に足固めをしていってもらわないと、強度行動障害者に対する支援というのは本当に難しいんじゃないかと思う。うちの子なんかもグループホームが難しいので、施設に入れたらと思ったりするが、お試しもできないし、どうしたもんかなと思っているのが現実なんで、本当に人材不足というところからやっていってもらわないと難しいなと思っている。

#### **(事務局)**

ご意見ありがとうございます。強度行動障害の部分については、本計画ではニーズの把握から入っていきたいというところになっているが、国の方でも検討会を立ち上げて、3月に報告書が出た。報告書では、今後これまで強度行動障害の支援者の養成研修というのも行ってきたところですが、さらに中核的支援の人材養成に向けた研修を検討したり、事業者の報酬の加算という検討もこれから進んでいくような内容となっている。いずれにしても、地域生活の中で強度行動の障害がある方であったり、重度の障害のある方、さらに高次脳機能障害のある方など、精神科病院からの移行というところも含めて地域生活への移行を支えていくところを整理していくことが求められているので、事業所や市町村などと、計画づくりを通じて体制を整えていくというところをしっかりとやり取りをした上で計画づくりを進めていきたいと考えている。

それから委員からお話があった手話通訳者など情報の取得利用の推進の部分では、これまでに引き続き意思疎通支援者の養成というところは進めていくほか、さらに養成された方を派遣して、広域での派遣であったり調整というところの体制づくりを進めていきたいというふう考えている。

### **○事務局より議事2「障害者差別解消に関する条例の検討状況」について説明**

#### **(委員長)**

この案件も令和元年度に一定進みかけてたものですが、国の指針等の状況や、それとコロナでなかなか会も持てないこともあってストップしておりました。ようやく再開したということで、情報アクセシビリティの向上ということ、障害者計画でうたっていますので、しっかりとやっていただければなと思っている。

○事務局より議事3「その他」

チラシ「司法 IT 化は障害者の司法アクセス保証の契機となるか」について情報提供  
(委員長)

この司法分野というのは最も IT 化というかデジタル化から遠いと言われた世界で、何をするのも書類で山のように書類を積み上げて、しかも判子が必ずいるとか、そんな世界だったんですけど、ようやくこういうことが動き出した。  
今後、利便性の向上が図られることを多いに期待したいと思う。

○閉会